

## 第13回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事概要

### ■実施概要

日時：令和2年（2020年）6月3日（水）9:00～11:00

場所：滋賀県大津合同庁舎7階7-B会議室

### ■議事（1件）

- ・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

### ■出席者：

1. 黒川委員、鈴木委員、高井委員、轟委員、松井委員、和田委員（6名中6名出席）  
（欠席委員：なし）
2. 事務局6名
3. 事務局関係者4名
4. 傍聴者2名

### ■使用資料：

- ・資料1 第13回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料（本編）
- ・資料1（別紙）
- ・資料2 地域区分図（たたき台） ※会議後回収
- ・資料3 事業者ヒアリング結果と対応検討 ※会議後回収
- ・別冊資料ファイル（屋外広告物見直し検討資料）
- ・基礎資料ファイル（滋賀県景観審議会関連例規集）
- ・基礎資料ファイル（景観行政団体景観計画）

■議事概要

事務局	(見直し案たたき台の修正箇所、事業者ヒアリング結果、現地視察の振り返り等について資料により説明)
委員	前回からの修正案と広告事業者ヒアリング結果、現地視察の振り返りを説明いただきました。今年度最初の部会でもありますし、スケジュール的には次回9月の部会に向けて、部会としての案、方針をある程度固めていきたいということもありますので、皆様のご意見をいただきたいと思います。感想でも結構ですし、それぞれの立場からのご意見でも結構です。細かい点でも大きな話でもどちらでも結構です。
<b>(事業者等の経済的な負担について)</b>	
委員	やはり事業者の経済的な利益と景観としての公共的な利益をどう調整していくかというのが本当に大切なポイントだと思いました。ただ、長期的に考えれば、景観がよくなれば、その地域の活性化や賑わいにもつながっていく、そう思いたいところです。広告が良くなることで、まちが美しくなって、広告事業者等の経済的な利益も含めて、地域の経済も活性化していくということです。そのような立場に立って、やはり美しい景観というのが公共的な財産だと考えていきたいと改めて思いました。
委員	きちっとした規制に変えていくという場合には、先に言っていただくということが大事なことだと思います。建築の規制でも同じですが、看板の減価償却もものによって短期のものから長期のものまでありますので、後から後から途中できつい規制を言われると困ってしまいます。そのような観点でも考えてもらいたいと思います。
委員	改正にあたって猶予期間が20年間というのは、十分な時間だと思います。ただ、改正のときにきちんと情報が伝わっていないと、実質的には20年間の猶予にならないこともあると思いますので、許可申請を出している広告業者と広告主、双方に対して、直ちにしっかりとその内容を伝える必要があると思います。
委員	規制の変更によって、根本から看板をつくり変える必要が出てくるような場合、施主にとって経済的な負担があると思います。看板の模様替えやフィルムの張替え程度であれば大した費用にはならないのですが、根本的に支柱を変えるようなことになると大きな費用負担になります。ですので、大きさ、形状ではなく、色彩について配慮するということであれば、まだ経済的負担が少なく済むと思いますので、そういった点で、広告主の経済的負担を軽減し、理解や協力を得やすいように、もう少し配慮をいただいてもいいのではないかと思います。

(県民等の視点について)	
委員	<p>警察の立場ということで、取り締まる機関でもありますので、基準の具体的な部分について意見を申し上げることは控えますが、まず、警察の取り締まりについては、この条例は行政法規であって行政自体で指導される部分がありますので、警察が第一に取り締まるということはあまりないと思っております。その上で、警察として事件化し、違法性を問うていくということになれば、可罰性の部分も考えていかなければなりません。その中では、県民の皆さんの想いがどういうものなのかという部分を踏まえていく必要があると思います。県として、湖国やふるさとの環境として調和を図っていくということで基準を考えておられると思いますが、そこにやはり県民とか色々な方々の意見も含めて考えていただいて、理解を深めていってもらった中で県民にとってどうかということが重要かと思えます。</p> <p>加えて、今回の6町と県内の他市との関係について、例えば大津市内とか商業地域でしたら、大きな看板も色々と多くあります。今回の6町域での現地視察では、大津市等と同じような感覚で、同じような看板があるという感覚でしか私は見ることはできませんでした。一般の県民さんの思いの部分で、やはり市と町とでは違うべきなのかという部分も踏まえて考えていただくとよいのではないかと思います。</p>
委員	<p>貸看板業をメイン事業とする事業者にはヒアリングを行ったということですが、自家用広告物に関しても規制がかかってくるわけですから、自家用広告物を主として携わっている広告業者へのヒアリングもしていただくといいと思います。</p>
委員	<p>一般の市民からして、遠くから見えるような高く大きな看板や大きな商業施設の看板が、まちのランドマークとして機能している部分があって、必ずしも悪じゃないというようなものもあるのでないかという思いもあります。そういう点を加味していくと、規制をどうやってかけたらいんだという話になってしまうのですが、そういった視点もあっていいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>仮に規模が大きくてもプラスの評価をされるようなランドマークや市民の愛着のある広告物については、今回の見直しの中では認定優良広告物の制度を導入しようと考えており、また現行規制でも景観審議会の意見を聞いての特例許可制度というものもあります。もちろん手続や審査を経てということになりますが、市民の方から支持されるようなものであれば、必ずしもこの許可基準に縛られるものではないということでご理解いただければと思います。その前提で、許可基準や特例の際の認定の基準や手</p>

	<p>続等詰めていければ、ご指摘いただいたような広告物についても一定対応可能と考えています。</p>
<p>(許可基準等)</p>	
委員	<p>先日の現地視察会で実際の広告物を見て、バランスというものがとても大切だと感じました。大きさだけ小さくしても、建物の面積との比率だとか、色の組み合わせ方とか、照明の当て方とか、それらのバランスによってかえって強調されてしまう場合が出てくる不安もあります。</p> <p>今ある広告の風景に慣れてしまっていて、看板を小さくしたり、低くしたりすることについて、最初は違和感をもつ気もするのですが、少し長いスパンで、景観が良くなっていくということに繋がればよいなという印象を持っています。</p>
事務局	<p>これまでの規制、基準は、大きさの規制が主になっておりますので、そこから漏れ落ちていた色彩や照明等、バランスにも気を付けながら今後の検討に生かしていきたいと思えます。</p>
委員	<p>私は 47 年前に店を出して営業を始めて、田舎の一軒家みたいな感じで道路にも面していたのですが、その際に敷地内に看板を建ててもらいました。枠は茶色で、板面は白色、文字は緑色で、少し赤を入れました。なぜ茶色だったのかなと疑問に思ったのですが、看板屋さんが茶色がいいと言いまして、たしかに環境的には田園地帯でしたので、その色がよかったのだらうなど、いま振り返って思えます。その後、看板を大きなものに変えたときには、照明的によく見えるようにしたいということもあり、ネオンをつけました。</p> <p>看板を出す側からすると、看板は派手にしたい、目立つようにしたいというのが現状です。現地視察でみた国道のところでも、車からの視線を意識して高さは十分にとりたいというところもあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>高さについては、やはり目立ちたいという中で、大きな看板を建てられるお金のある業者さんは、前に建っている店舗よりもさらに高くするという「大きさ競争」が発生してしまっているのが現状だと思います。それをどうしていくのかというところで、今回の見直しでは、どちらかという小さい規模の看板を出していただいている店舗のほうに基準を合わせにいこうという考えで基準案を作成しております。</p>
委員	<p>高さ、大きさの関連でいうと、建築物の壁面や塔屋が大きい場合に、広告物の絶対値基準と相対値基準をどのようにするのかをしっかりと整理して説明できるようにしておく必要があると思えます。</p>
委員	<p>条例は決めたら終わりではなくて、条例を守っていただくためにどうしたらいいのかを考えなければなりません。遵守状況に差が出てくると非常</p>

	<p>に不公平ですし、正直者が馬鹿を見るといった状況が発生するのは問題です。必ず守っていただくという前提で考えると、事業主への理解も得ていく上で、個々の基準について、もう少し丁寧な説明やシミュレーションが必要と思われます。</p> <p>例えば看板の幅の基準が2メートルであることについても、看板では横書きやアルファベットの場合が多いので、文字が小さくなり、遠くから見にくくなることも想定されます。無理に縦書きにするのも読みにくいと思います。</p> <p>屋上広告物等についても、建物自体が遠くから見えるような大きくて、高さの高い店舗があります。田園地域の中で遠くから看板が見えるのが、景観に支障があるかどうかという点は色々な見方があるかと思いますが、集客数や集客エリア、事業場の広さ等はある程度加味されるべきではないかと思います。毎日何千人という人が訪れるような商業施設において、建物の規模が大きく、敷地面積が広く、構造物の高さが高くなるというのは、ある程度やむを得ない部分があると思います。屋上の塔屋の面積が、現状で100平米あるものが、数分の一ぐらいしか使えないということになったときに、事業主さんがどう捉えられるかというところは考える必要があると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>幅規制をどうするのかという点は、なかなか難しいのではないかなと思いました。特に英語表記のものや横書きで片仮名表記しているようなものを縦にするのは難しそうに思います。</p> <p>また、塔屋の部分に関しても、少し考え方の整理をしていく必要があるように思います。この基準でいくとタイトに規模が小さくなり、かなり印象が変わってくるように思いますので、メリハリというところも含めて検討する必要があると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>幅規制については、課題がありますが、アルファベットで縦書きのものや角度を90度変えた形で縦書きになっているもの等の事例がございます。また、幅規制はあくまで高さが高いものについて適用して、低いものには幅規制は入らないというような基準案にしておりますので、事業者側での対応としては、高さを低くしていただくというような対応は想定されません。また、壁面広告や屋上広告には幅規制は入りませんので、それらを組み合わせ全体として広告していただくということが前提になります。その上で、野立広告について幅規制を入れるべきなのか、幅は何メートルがいいのかというようなところを慎重に検討していく必要があるだろうと思っております。</p> <p>幅規制がないと仮に高さが基準内でも沿道景観上支障のあるものが出</p>

	<p>てくるという問題意識から、特に幹線沿道に関しては幅規制を入れたいと趣旨で今回ご提案しているものになります。結局、高さを抑えても幅の大きいものが出てきますと、景観的に何ら改善されてないではないかというような話になってしまいます。特に第 3、4 種地域は、非常に大きな看板が立ちやすい地域ですので、2 メートルという基準がいいのかどうかはもう少し慎重に検討が必要であるとしても、幅規制を全く入れないということは、避けたいと考えています。</p>
委員	<p>看板の規制をする上で建物規制と併せて考えていく必要があると思います。全国展開しているショップ等ですと、建物の外壁の色や模様を統一していて、そういうところは仮に看板がなかったとしても、何の建物かわかるようなものになっています。こういったものはほとんどロゴマークを使っているのと一緒にないかと思えます。</p>
委員	<p>もう少し基準にメリハリをつけてもいいのかなというように思いました。多賀大社や愛知川の宿場の周辺等はしっかりとコントロールしていく一方で、そうじゃないところでは一定程度にぎわいというような要素も含めて考える。メリハリがあるということが、総合的に見たときに市民や業界も含めて一定の理解を得ることにつながるのではないかと思います。</p>
委員	<p>広告主や事業者の事情がある場合もあるので、取締り対象にもなる必ず守らないといけない許可基準と、それとは異なる推奨基準やガイドラインを作って、少し差をつけて区別していくことも検討してもよいかもしれません。湖国らしい景観のためのガイドラインとか、提案的な部分で推奨する基準とかそういったものです。</p> <p>もう一つは、例えば公共広告物やエリアマネジメント広告については、むしろ意匠的なものにまでどんどん踏みこんだ提案をして、それらを優良事例として先導的に見せていくということもよいかと思えます。許可基準一発ではなく、ガイドラインや優良事例等によって総合的に攻めていくことも考えていく必要があると思いました。</p>
(非自家用広告物の基準等)	
委員	<p>今回もっとも気になったのは、案内図板の基準です。日本の広告物は、漢字や平仮名、英語、数字といった様々な文字や図が混在してしまうので、海外の広告物に比べて複雑、煩雑で、美しく見えにくい傾向があります。これを防ぐのは難しいので、資料 3 のスライド 15、16 で示されたように上端、下端、幅をそろえて、形態・位置を統一していくというのは、とても有効ではないかと感じました。</p> <p>一方で、案内図板ならいいのですが、これが一般広告にも反映されたとき、例えば切り文字広告や丸い形の看板なども出てくることも想定される</p>

	<p>ので、それらにはどのように基準がかかってくるのか等、整理が必要ではないかと思います。</p> <p>支柱の色の統一や縦のスリットに縁を入れるというのは、方向としていいと思います。加えて、広告板の裏面が構造むき出しであったり、錆びていたりというのもあるので、今後の視点として持っておく必要があると思いました。</p>
事務局	<p>切り文字や丸型等、一般的な四角い板ではない場合というのは、必ず想定しておかなければならない観点だと思いますので、どう対応すべきか検討させていただきたいと思います。裏面については、事業者へヒアリングしたところでは、裏面を塗装する工程がない場合が多いようです。既に何色かに塗っているのであれば、その色を統一することも可能ですが、そうではないので、裏面の色を指定するというのはややハードルがあると感じているところです。</p>
委員	<p>外縁の色指定についても、余計に風景から切り取ってしまうようなイメージもあるので、そういうことも考えて、もう少し検討していく必要があると思います。</p>
委員	<p>野立の非自家用広告について、背景との親和性を高めるための一つのアイデアとして外縁を茶色で統一する案をご提案されています。これがこげ茶色がいいのか、モスグリーンがいいのかは別として、これもやはり市民目線でどう感じるのかという検証やエビデンスがあると、なおいいのかなと思います。景観はやはり市民目線で皆さんがどう感じるのかというのが大事な部分だと思いますので、手間がかかってしまいますが、そういった取り組みをご検討いただけないかと思います。学識経験者の方々からの検証や美術系の学生の意見等でもよいですし、この規制を導入するならするで、それを後押しするような材料を集められたらよいというふうに思います。外縁を付ける場合でも実際の広告面積が減らないように配慮されている点はよいと思います。</p>
委員	<p>案内図板については、現行規制では矢印等の誘導表示が40%以上あれば掲出を認めるというかたちになっていますが、結局それはアリバイ的なものでしかなかったりします。矢印等が出てくるのも美観的にはよろしくないということもありますので、既存の面積とか、利益の部分は一定保障しつつ、より看板として望ましいかたちにしていく方向で考えたほうがよいと思いました。既存の部分は、一定程度確保しつつ、緩める部分に関しては、より望ましい屋外広告物景観になるような形での条件付けを付加していくような形でいくのが、恐らく理解をえられやすいのではないかと思います。</p>

委員	案内図板等はせめて支柱に関しては、一定の色彩のコントロールはあってもいいだろうと思いました。ただし、既存の広告物に合わせるという規制については、広告という性質上、他のものと合わせたくなかったりする部分があるので、これを理解を得ながら進めていくというのは難しいのではないかと思います。
<b>(交通上の安全性)</b>	
委員	広告物の安全性という点で、交通安全関係等については、交差点周辺での規制や警察との関係はどのようなものですか。
事務局	<p>交通上の安全性でいいますと、現行規制でも今回の見直しの中でも、交通安全上支障になるものは禁止広告物としております。ただ、こういったものが交通の支障になるかという点は、交通管理者である警察の交通関係部署との調整も必要な場合があります。今回の見直しでは、禁止広告物として同じ形で引き継ぐというのが大前提で、見直しとは別の取り組みとして、許可の運用上で警察との連携を強化していくことは重要ではないかと思っております。</p> <p>交差点周辺での規制に関しては、国道同士の交差点は、非自家用広告物は案内図板であっても建てられないという基準が、現行規制でもありまして、この規制については、見直し案でも引き継いだ形としております。ただ、国道同士の交差点は6町域では数えるほどしかなく、他の交差点については他の地域と同様の規制になっています。</p>
<b>(今後の検討の進め方)</b>	
委員	<p>今回出た様々な意見等について、また事務局で整理していただきたいと思っております。また、9月の部会に向けてある程度まとまった形にしていきたいと思っておりますので、6~7月あたりにかけて、また質問や意見がありましたら個別に事務局に伝えていただければと思います。</p> <p>もう少し専門的に詰めていく必要のある部分もあろうかと思っておりますので、色彩や意匠、デザインの部分に関しては、副部会長の高井委員のほうで専門的な観点も含めてアドバイザー的な形で事務局と詰めてほしいと思っております。技術的な部分や広告主の観点等については、和田委員のほうで、具体的な部分でこういった形だと一定の理解を得られながら進めていきやすいかというあたりをアドバイスいただきながら事務局と詰めていただければと思います。</p> <p>9月より早い段階でも、そのあたりを整理していただいた段階で、フィードバックややりとりができればと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	本日の審議でいただきましたご意見を踏まえて検討を進め、次回の部会



	<p>で改めて修正した改正素案をお示しできるよう作業を進めてまいります。今後の予定につきましては、まず7月頃をめどに景観審議会の全体会を開催したいと考えております。現在、広告部会及び広域部会で進めていただいております審議について部会から全体会に審議経過を報告いただきたいと思っております。また、景観計画改定や屋外広告物規制の見直しといった案件については、正式に諮問させていただくことも検討しております。全体会の開催についての詳細は、今後審議会会長とご相談させていただいて検討してまいります。また次回の部会は9月ごろを想定しておりますので、出席のほどよろしく願いいたします。</p>
--	--

以上